

男女共同参画施策等に関する申出への対応要綱を次のように定める。

平成 19 年 8 月 3 日

和泉市長 井坂 善行

男女共同参画施策等に関する申出への対応要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泉市男女共同参画推進条例(平成 19 年和泉市条例第 23 号。以下「条例」という。)第 15 条に規定する苦情又は相談の申出(以下「申出」という。)の対応に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理部会)

第 2 条 苦情の申出に関し市長から意見を求められた事案について調査審議するために、和泉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に苦情処理部会を置く。

(苦情の申出)

第 3 条 市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情の申出は、男女共同参画施策等に関する苦情申出書(様式 1)を市長に提出することにより行うものとする。

(相談の申出)

第 4 条 市民が男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の申出は、男女共同参画施策に関する相談申出書(様式 2)を市長に提出することにより行うものとする。

(受理しない申出事項)

第 5 条 次に掲げる事項に該当するものについては、この要綱に基づく申出として受理しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案に関する事項
 - (3) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項
 - (5) 申出に係る事実のあった日から 1 年を経過している事項。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項
- 2 市長は、前項の規定により申出を受理しないときは、男女共同参画施策等に関する申出不受理通知書(様式 3)により、受理した事案が同項第 2

号又は第3号に該当するに至った場合で当該受理を取り消すときは、男女共同参画施策等に関する申出受理取消通知書（様式4）により、速やかに申出人に対し通知するものとする。

（結果の通知）

第6条 市長は、申出の処理について決定を行ったときは、男女共同参画施策等に関する申出対応結果通知書（様式5）により、速やかに申出人及び関係者に対し通知するものとする。

（審議会の意見聴取）

第7条 条例第15条第3項に基づき市長が審議会の意見を聴く申出は、男女共同参画推進の立場から将来に向け施策の改善が必要となる場合など特に重要な事項とする。

2 市長は、前項に該当する申出事案が、第5条第1項第2号又は第3号に該当するに至ったときは、審議会の意見を聴くことを中止するものとする。

（結果の公表）

第8条 市長は、この要綱の規定により実施した申出の対応結果概要について審議会に報告し、市民に公表するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申出に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

(様式 1)

男女共同参画施策等に関する苦情申出書

年 月 日

和泉市長あて

(申出人 / 個人)

郵便番号 -

住 所

氏 名

電話番号

(申出人 / 事業者)

郵便番号 -

所在地

事業者名称

代表者氏名

電話番号

和泉市男女共同参画推進条例第 15 条第 1 項により、市が実施する男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、次のとおり苦情を申し出ます。

申出の対象とする 市の施策	
申出の趣旨 (解決してもらい たいこと)	
申出の理由 (具体的な内容と 経緯)	
他の機関への相談 状況	

(様式 2)

男女共同参画施策に関する相談申出書

年 月 日

和泉市長あて

(申出人)

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

和泉市男女共同参画推進条例第 1 5 条第 4 項により、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について相談を申し出ます。

相談の趣旨
(解決してもらいたいこと)

相談の理由
(具体的な内容と経緯)

他の機関への相談
状況